

## NI+C設備設置サービスのご提供条件

### 第1条 サービスの内容

NI+Cは、表記の工事内容を設備設置サービス(以下、「サービス」といいます。)としてお客様に提供します。

### 第2条 サービスの完了、検査および引渡し

- NI+Cは「サービス」を完了したときはお客様に書面で通知します。お客様には設計図書に適合していることを検査いただき、NI+Cの通知日から14日以内に、NI+Cに対し書面に可否を通知するものとします。
- 前項の期間中に、お客様よりNI+Cに可否の通知がない場合は、その期間の満了日をもって検査に合格したものとみなします。
- 完了した「サービス」が設計図書に適合しないとお客様が判断した場合には、修補の必要性、内容および期間について、お客様とNI+Cが協議します。修補が行われた場合の検査についても、本条に従います。
- 本条の検査の合格をもって、目的物の引渡しが完了したものとします。
- お客様とNI+Cは、仮設物の取り扱いおよび後片付けなどの処置につき協議のうえ定めます。

### 第3条 支払い

- 料金には消費税が別途加算されます。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。
- NI+Cは前条第4項の引渡し後お客様に「サービス」料金を請求し、お客様は請求書に基づき、表記条件に従い銀行振込の方法によって支払うものとします。尚、その振込手数料はお客様にて負担いただきます。

### 第4条 契約不適合(瑕疵担保)

- 契約の目的物に設計仕様書との不一致(以下、「契約不適合」といいます。)が判明した場合、お客様はNI+Cに対し、相当な期間を定めて、その契約不適合の修補を求めることができます。ただし、修補の請求は、契約の目的物引渡し日から1年以内に、書面により行うものとします。ただし、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、お客様は修補を求めることはできません。
- 他社製機械、内装品、室内装飾および家具等(以下、「他社製品」といいます。)については、別段の定めのない限り、その製造者または供給元の提供する保証(ある場合)のみが適用されます。NI+Cは当該他社製品に対し第三者の権利侵害に対する責任ならびに法律上の契約不適合責任(瑕疵担保責任)を含むいかなる責任も負いません。
- 第1項の契約不適合が、お客様の指示により、またはお客様の指定材料、もしくはお客様の指定した機器に関して生じたものであるときは、NI+Cはその責を負いません。
- 第1項の契約不適合による契約の目的物の滅失または毀損については、同項に定める期間内で、かつ、その滅失または毀損の日から6か月以内に限り、お客様は第1項の権利を行使することができます。
- 本条の規定は本契約に基づくNI+Cの保証の全てを規定したものであり、法律上の契約不適合責任(瑕疵担保責任)を含む全ての明示または黙示の保証責任に代わるものです。

### 第5条 機密情報

- 本契約において「機密情報」とは、本契約に関連していずれかの当事者が相手方に対し、(1)機密と明記のうえ開示した情報、(2)口頭で機密と告げたうえで開示した情報のうち、開示後14日以内に文書により機密である旨を通知した情報を意味するものとし、「機密情報」とは、本契約にもつづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとします。
- 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後5年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある自社または「関連会社」の従業員以外には、開示または使用させないものとします。
- 本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかける情報には適用されません。

- (1)機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - (2)独自に開発した情報
  - (3)第三者から正当に入手した情報
  - (4)受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- 受領当事者は、本契約が終了したときまたは開示当事者が請求したときはただちに、開示当事者の機密情報を含むすべての資料を返還または破壊するものとします
- 「関連会社」とは、次の各号にかけるものをいいます。

- (1)お客様またはNI+Cの議決権付株式会社または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している法人その他の団体
- (2)前号所定の団体が、議決権付株式会社または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している団体

### 第6条 著作権

本契約に基づきNI+Cが作成する設計図書、報告書およびその他の資料(以下併せて「資料」という)の著作権はNI+Cが専有します。お客様はこれらの資料を社内で自ら使用する場合に限り、使用、複製し、またはこれら二次的著作物を作成して利用することができます。なお、お客様が作成した全ての複製物には、NI+Cの為に著作権表示を行っていただくものとします。

### 第7条 履行遅滞

- NI+Cの届すべき理由によりサービス期間内に契約の目的物をお客様に引渡すことができない場合にはNI+Cは第10条「責任の制限」に定められた範囲内で、遅滞日数1日につき「サービス」料金から工事の出来形部分と搬入済の工事材料に対する「サービス」料金相当額を控除した額の千分の一に相当する金額の違約金を、損害賠償に代えて支払います。
- お客様が本契約に定める期日までに「サービス」料金の支払いを完了しない場合は、NI+Cは、遅滞日数1日につき支払遅滞額の千分の一に相当する違約金をお客様に請求することができます。

### 第8条 第三者損害

- NI+Cの提供する「サービス」に伴い発生する騒音、地盤沈下または地下水の断絶等により、第三者に人身障害または不動産もしくは有体財産の損害が生じ、当該第三者からお客様が損害賠償等の請求を受けた場合にはお客様が書面で速やかに請求の事実および内容をNI+Cに通知し、かつ、NI+Cがその防御および和解交渉に十分な権限をもつ場合に限り、NI+Cは、お客様を防御し、かつ、確定した損害賠償額、および弁護士費用を含むその他の費用を第10条「責任の制限」の範囲で負担します。
- 前項の規定にかかわらず、「サービス」についてNI+Cが善良な管理者として注意を払っても避けることのできる事由により第三者に与えた損害に対する補償およびお客様の責に帰すべき事由により生じた損害に対する補償については、お客様の責任とします。

### 第9条 不可抗力

- 天災その他自然的または人為的な事象であってお客様NI+Cいずれの責に帰すことのできない事由により工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料(支給材料も含む)または工事機器について損害が生じた場合、NI+Cは、事実発生後速やかにその状況をお客様に通知します。
- 前項の損害のうちNI+Cが善良な管理者としての注意を払ったにもかかわらず発生した損害の修復に要する費用は、お客様の負担とします。

### 第10条 責任の制限

- お客様が、NI+Cの責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合においてNI+Cの損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に現実に発生した通常かつ直接的損害に対する「サービス」料金相当額を限度とする金銭賠償に限られます。ただし、この責任の制限はNI+Cのみの責に帰すべき事由により発生した人身障害ならびに不動産および有体財産の損害に対する損害賠償には適用されません。
- NI+Cはいかなる場合にもNI+Cの責に帰することのできない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および第三者からの賠償請求に基づくお客様の損害(第8条「第三者損害」に定める場合を除く)については責任を負いません。

### 第11条 権利義務の譲渡等

お客様は、自己のために「サービス」の提供を受けるものとし、NI+Cによる書面による事前の承諾なしに、本契約から生じる権利、義務を第三者に譲渡もしくは移転することはできません。

### 第12条 設計の疑義、条件の変更

設計図書および仕様書等に疑義がある場合または「サービス」の条件に変更が生じた場合は、お客様またはNI+Cは書面をもって相手方に通知し、「サービス」の内容、期間または料金を変更する必要がある場合は協議のうえ書面に定めます。

### 第13条 サービスの変更およびサービス期間の変更

- お客様はNI+Cに対し、「サービス」の通知もしくは変更または「サービス」期間の変更を求めることができます。これらの通知、変更による「サービス」料金の変更等は両者が協議して定めるものとします。これらの追加・変更によりNI+Cに損害が及ぶ場合は、NI+Cは、お客様に対し、その補償を求めることができます。
- NI+Cは正当な理由がある場合にはお客様にその理由を明示して「サービス」期間の延長を求めることができます。延長日数はお客様とNI+Cが協議して定めるものとします。

### 第14条 サービス料金の変更

- 次の各号の一にあたるときはお客様またはNI+Cは相手方に対して「サービス」料金の変更を求めることができます。
  - (1)「サービス」の通知または変更があったとき。
  - (2)「サービス」期間の変更があったとき。
  - (3)法令の制定・改廃・経済事情の激変等によって、「サービス」料金が適当でない認められるとき。
- 「サービス」料金を変更する場合はお客様とNI+Cが協議のうえ「サービス」の追加、変更部分について再見積り変更金額を別紙に定めるものとします。

### 第15条 サービスの中止と解約

- お客様は、必要により、「サービス」を中止または解約することができます。ただし、NI+Cはこれにより生ずる損害についてお客様に補償を求めることができます。
- お客様またはNI+Cは、相手方に次のいずれかに該当する理由が生じたときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。
  - (1)相手方が本契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
  - (2)相手方が期間内に正当な理由なく本契約を履行する見込みがないと認められたとき
  - (3)相手方が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産を申し立てたとき
  - (4)相手方が自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受ける等、支払いを停止したとき
  - (5)相手方が営業の廃止または解散の決議をしたとき
- 前項のいずれかに該当したときは、解除された有責当事者は、相手方に対して有する金銭債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
- 本契約が解除された場合には、お客様とNI+Cは協議のうえ、一定期間を定め工事の出来形部分および有支給材料を含む購入済み工事材料はお客様が引き取るものとします。期間内に引き取りが行われない場合はNI+Cはお客様に代わってこれを行いその費用をお客様に請求できるものとします。

### 第16条 反社会的勢力の排除

- お客様およびNI+Cは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
  - (1)自らまたは自らの役員等(取締役、執行役または監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義)、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力等」という。)であること
  - (2)自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること
  - (3)自らの行う事業に關し、反社会的勢力等の威力を利用して、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、または、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること
  - (4)自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
  - (5)本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、または反社会的勢力等の運営に資するものであること
- お客様およびNI+Cは、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
  - (1)第1項に違反したとき
  - (2)自らまたは第三者をして、相手方に対し、①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③脅迫的言辭または暴力的行為、④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為をしたとき
- NI+Cは、本契約によりNI+Cが受託した業務の一部を第三者に再委託する契約(以下、「再委託契約」という。)の相手方またはその役員が反社会的勢力等であることが判明したとき、再委託契約の履行が反社会的勢力等の活動を助長し、もしくは反社会的勢力等の運営に資することが判明したとき、または再委託契約の相手方が自らまたは第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約の解除その他の必要な措置を取らなければなりません。

- お客様は、NI+Cが前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
- お客様およびNI+Cは、第2項および前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。
- 別途、反社会的勢力の排除に関する契約を締結した場合には、当該契約書に定めた内容を優先します。

### 第17条 リース時の取扱い

お客様が「サービス」を本契約に代わり、リース会社とのリース契約に基づき使用する場合には、リース会社とNI+Cとの契約が正式に締結されること停止条件として、本契約は解除されます。この場合であっても、本契約の定めは「サービス」に関する諸条件として、第2条1項乃至4項および第3条の定めを除き、解除以後も存続して適用されるものとします。なお、本項の定めは、お客様とリース会社とのリース契約が解除された場合は適用されないものとし、本契約が引き続き有効に存続するものとし、

### 第18条 その他

- お客様は設計図書においてお客様が提供するものと定められた施工に必要な建物等を、施工上必要と認められる日(設計図書に特別の定めがある場合は、その定められた日)までに確保し、NI+Cの使用に供するものとします。
- お客様は、NI+Cが「サービス」の全部または一部をNI+Cの選任した工事業者によって行わせることに同意していただきます。
- 本契約において別に定める場合を除き、本契約は両当事者が記名捺印する書面によってのみ変更できます。
- 本契約および別紙に定めのない事項については必要に応じてお客様とNI+Cが協議して定めます。
- 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとし

- ます。
6. 本契約に基づきいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合は、時効により消滅します。
  7. 本契約について当事者間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。
  8. NI+Cが、(a) お客様顧客の個人データをお客様の復処理者として処理する場合で、(b) 欧州連合の一般データ保護規則 (EU/2016/679) (以下「GDPR」といいます。) がかかる個人データに適用される場合、お客様はNI+Cに対してGDPRが適用される旨をNI+C所定の方法にて通知するものとします。この場合、サービス提供元所定のデータ処理補足契約書 (以下「DPA」といいます。) および関連書類がGDPR適用範囲に限り補足して本契約に適用されるものとします。また、お客様は法律に要求される範囲でお客様顧客とデータの処理に関する条件を合意するものとし、かかる合意はサービス提供元所定のDPAおよび関連書類と実質的に同等の条件を含むものとします。お客様は、お客様顧客の個人データをNI+Cに提供し、NI+CおよびNI+Cの復処理者 (サービス提供元を含むがこれに限られない。) に処理を依頼する前にお客様顧客の承諾を得るものとします。  
IBMによるサービスの場合は、<http://ibm.com/dpa/dp1> に特定されるその他のデータ保護法がかかる個人データに適用される場合、<http://www.ibm.com/partnerworld/hpdpda> にあるIBMビジネスパートナー用 DPA (以下「BP-DPA」といいます。) および <https://www.ibm.com/my-support/s/article/support-privacy?language=ja> にあるテクノロジー・サポート・サービス用の DPA 別表が本契約に適用され、BP用データ処理補足契約書の「TD」を「本契約」、「BP」を「お客様」、また「IBM」を「NI+C」と読み替えて本契約を補足します。この場合、本契約で参照する <http://ibm.com/dpa> にあるDPAは、BP-DPA により置き換わるものとします。
  9. 金銭支払債務を除き、天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、テロ、法令の改廃制定、公権力による処分・命令、ストライクその他の労働争議、輸送機関の規制・事故、債務履行地域におけるエビデミック・パンデミック、および、その他自らの責に帰し得ない事由による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行が生じた場合は、いずれの当事者も互いにその責任を負わないものとします。
  10. 本契約が解除または終了した場合であっても、第4条「契約不適合」、第6条「著作権」、第8条「第三者損害」、第10条「責任の制限」第11条「権利義務の譲渡等」、第16条「反社会的勢力の排除」、第18条第6項「消滅時効」および第18条7項「紛争の解決」は有効に存続するものとします。
  11. 本契約の解釈は日本国法に準拠します。

(2020.06.19)A06-01-4